

リビン・テクノロジーズ株式会社  
定 款

平成 16年 1月 5日 作成  
平成 18年 12月 27日 改訂  
平成 19年 5月 31日 改訂  
平成 19年 12月 26日 改訂  
平成 25年 4月 30日 改訂  
平成 28年 9月 30日 改訂  
平成 28年 12月 28日 改訂  
平成 29年 5月 12日 改訂  
平成 29年 12月 28日 改訂  
平成 30年 5月 23日 改訂  
平成 30年 6月 1日 改訂  
平成 30年 9月 11日 改訂  
令和 元年 12月 20日 改訂  
令和 4年 12月 23日 改訂  
令和 6年 12月 25日 改訂  
令和 7年 12月 25日 改訂

# 第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、リビン・テクノロジーズ株式会社と称し、英文ではL i v i n g T e c h n o l o g i e s I n c. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種メディア（インターネット、印刷物、映像、音声その他を含む）の企画、制作、運営
2. 広告・マーケティングに関する業務および情報処理・情報提供サービス業
3. システム開発業、システムエンジニアリングサービス業および関連業務
4. 通信販売および物品販売業
5. 測量、地質調査、建築工事、内装仕上工事、塗装工事の請負、設計、施工および監理
6. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋および管理並びに不動産関連事業
7. 宿泊施設の運営および住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業、住宅宿泊仲介業
8. 労働者派遣および有料職業紹介事業
9. コールセンター事業および関連事業
10. M&A（企業の提携・合併・買収）の仲介およびコンサルティング
11. 相続、登記、税務および法務に関する一般的情報提供、調査、分析、コンサルティング
12. 専門士業（司法書士、税理士、弁護士等）への取次・紹介業務および付帯関連業務
13. 各種有価証券、事業、会社、施設、知的財産等への投資および投資に関する調査・情報提供・コンサルティング
14. 個人および法人向けの貸付業務および情報提供、仲介、代理業務
15. 電気、ガス、その他エネルギーの生産、供給、売買等に関する事業全般
16. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
17. 飲食業および関連事業
18. 住宅、土地およびその他日常生活に関わる事業全般
19. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、5名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を統轄する。
- 3 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったもの

とみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(常勤監査等委員の選定)

第35条 監査等委員会は、その決議により、常勤監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て決定する。

(会計監査人の責任免除)

第40条 当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第7章 計算

### (事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

### (剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月末日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月末日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

### (期末配当金等の除斥期間)

第44条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

- 2 未払いの配当金には、利息をつけない。

## 附 則

### (監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、平成29年5月12日開催の臨時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。